

北海道管理ダムネーミングライツ(施設命名権) スポンサー募集要項

■ 1. 趣旨

北海道では、北海道管理ダムのネーミングライツ(施設命名権)スポンサーを次のとおり募集します。企業名等を冠した愛称を命名することにより、企業イメージの向上等様々な効果が期待できます。

■ 2. 主体

北海道

■ 3. 対象施設

下表に示す北海道が管理するダム

ダム名	所在地	河川名	北海道ホームページ(URL)
栗山ダム	栗山町	ポンウエンベツ川	https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/dam/kur_i_dam/index.html
矢別ダム	函館市	汐泊川	https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/kk/hkk/yabetudam.html
上ノ国ダム	上ノ国町	目名川	https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/kk/hkk/kaminokuni.html
様似ダム	様似町	様似川	https://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/mkk/mur-dogen/kanr_iDam/dam-samani.html
浦河ダム	浦河町	向別川	https://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/mkk/mur-dogen/kanr_iDam/dam-urakawa.html
愛別ダム	愛別町	狩布川	https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/contents/OSHIRASE/aibetsu/index.html
西岡ダム	剣淵町	小沢川	https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/contents/OSHIRASE/nishioka/
佐幌ダム	新得町	佐幌川	https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/sa-dam-index.html

■ 4. 募集期間

令和7年(2025年)4月1日(火)から令和7年(2025年)12月26日(金)まで
※申込書の受理は、毎月末に当月分を締め切り、優先交渉権者を選定します。

■ 5. 契約希望額(年額)

各ダム 30万円/年 以上(消費税及び地方消費税は別途)

■ 6. 命名の範囲及び条件

(1) 命名できる愛称の範囲

次の各号のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれがあるもの
- エ 政治性のあるもの
- オ 宗教性のあるもの
- カ 社会問題についても特定の主義又は主張に当たるもの
- キ その他道有財産等の愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(2) 命名の条件等

愛称には各ダム の名称を入れることとし、上記「3.対象施設」に掲げるダム の名称はそのまま用いることとします。例:「〇〇〇〇栗山ダム」

■ 7. 愛称の使用期間

申込日から3か月経過後の翌月初日(予定)から令和10年(2028年)3月31日(金)まで

※愛称使用期間は、道と協議の上、延長することができます。

■ 8. 応募資格等

1. 公共施設のネーミングライツスポンサーとして、ふさわしい法人その他の団体であって個人でないこと。
2. 応募者が、次の各号のいずれかにも該当しないこと。
 - (1) 応募者の業種若しくは営業又は事業等に関係する法令(以下「関係法令」という。)に違反している団体
 - (2) 行政機関からの行政指導(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第6号に規定する行政指導をいう。)による改善がなされていない団体
 - (3) 関係法令の規定による不利益処分(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分をいう。)を受け、その不利益処分のあった日から3年を経過しない団体
 - (4) 関係法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない団体
 - (5) 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2の規定により道から指名停止を受けている団体又は同要領別表第1若しくは別表第2に掲げる停止要件のいずれかに該当する団体
 - (6) 役員(法人でない団体にあつては、当該団体の代表者)のうち、次のいずれかに該当する者があ
る団体
 - ア ネーミングライツに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
 - イ 関係法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
った日から起算して3年を経過しない者
 - ウ 暴力団員等(北海道暴力団の排除の推進に関する条例(平成22年12月17日条例57号)第
2条第3号の暴力団員等をいう。)
 - (7) その他ネーミングライツスポンサーにふさわしくないと認められる業種又は事業者であるもの。
例示すると、おおむね次のとおりである。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2
号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業
者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)
 - イ 風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第
2条第1項に規定する風俗営業をいう。)を営む事業者

- ウ インターネット異性紹介事業者(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者をいう。)
- エ 探偵業(探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号)第2条第2項に規定する探偵業を営む事業者をいう。)
- オ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第6号)第2条に規定する銃砲刀剣類の製造又は販売を行う事業者
- カ 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引、同法第 51 条第1項に規定する業務提供誘引販売取引又は同法第 58 条の4に規定する訪問購入若しくはこれらに類する取引を行う事業者
- キ 割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)第2条第6項に規定する前払式特定取引を営む事業者のうち、友の会事業を主とするもの又は同法第 11 条第1項に規定する前払式割賦販売を主として営む事業者
- ク 法律の定めのない医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品等を取り扱う事業者
- ケ 貸金業(貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第2条第1項に規定する貸金業をいう。)を営む者のうち、消費者向け金銭の無担保貸付を業とするもの
- コ たばこ製造業者並びにたばこ製品の卸売業者及び輸入業者
- サ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)による破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人若しくは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生手続中の事業者

■ 9. 提出書類の内容及び方法

提出書類は、下表のとおりです。

提出部数は、原本1部及び副本1部とします。

提出方法は、持参又は郵送とします。

受付時間は、4月1日(火)から12月26日(金)までの土・日・祝日を除く平日の 8 時 45 分から 17 時 30 分までです。

郵送は、12 月 26 日(金)必着とします。

区分	内容	様式	郵送の宛先
申込書類	<input type="checkbox"/> 北海道管理ダムネーミングライツ申込書 <input type="checkbox"/> 委任状(代理人が申し込む場合) <input type="checkbox"/> 会社(団体)概要 <input type="checkbox"/> 法令遵守状況等申告書 <input type="checkbox"/> 誓約書	【別記様式1】 【別記様式2】 【別記様式3】 【別記様式4】 【別記様式5】	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道 総務部 イノベーション推進局 財産活用課 電話(直通) 011-204-5055 FAX(直通) 011-232-1139
添付書類	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書の写し※ <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し※ <input type="checkbox"/> 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し※ <input type="checkbox"/> 直近3か年の決算報告書類 (貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書) (上場企業の場合は有価証券報告書) ※申込書提出日から遡及し、3か月以内に発行されたもの		

■ 10. 提案に当たっての留意事項

(1) 費用の負担等について

ア 施設における名称看板の設置及び原状回復等は、ネーミングライツスポンサーがその費用を負担して実施し、施工の範囲、実施時期及び内容は、協議の上、決定します。

なお、看板等については、周辺地域等と調和を図ることのできる図柄、色彩及び掲出方法とします。

イ 次に掲げるものに愛称を表示するときは、ネーミングライツスポンサーが必要な手続きを行い、これに伴う費用が発生する場合は、ネーミングライツスポンサーが負担します。

① 屋外広告物条例による規制が適用されるもの

② 道路標識、地下鉄、バス等の案内表示における名称変更

ウ その他、名称変更に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

(2) 制度の理解と愛称の定着の促進に向けて

ア 契約期間中の愛称の変更は、やむを得ない特別の事情がある場合を除き、できません。

イ ネーミングライツスポンサー決定後は、速やかにホームページ等を通じて発表し、上記「3.対象施設」に掲げるホームページに愛称を掲載します。

(3) その他

ア ダムに関する防災情報については、その性質上、上記「3.対象施設」に掲げるダムの名称により情報発信します。なお、災害時等において、ネーミングライツスポンサーのイメージダウンを伴うおそれがありますが、その場合においても道は一切の責任を負いません。

イ 命名権料の納入時期等契約の詳細については、協議の上、決定します。

ウ 応募にあたっては、広告代理店を通じての申し込みも可能ですが、この場合、北海道から広告代理店に手数料を支払うものではありません。

11. 審査・選定

申込みの審査及び優先交渉権者の選定の方法

北海道管理ダムネーミングライツ選定委員会における審査の結果、申込みの形式的要件を満たしていると認められた者を対象として、申込資格等審査及びコンプライアンス審査を行い、更に、その合格者を対象として、申込の応募者の北海道への貢献度、経営の安定性、過去及び現在におけるコンプライアンスの状況、愛称及び応募金額等を総合的に審査・評価して得点化し、高順位の者を優先交渉者として選定します。

選定にあたっての審査項目、配点及び審査方法は次のとおりです。

1 審査の方法

審査の区分		審査の方法
事前 審査	形式的要件審査	申込期間内に、募集要項に定める方法で提出されたすべての申込書類を審査し、申込みの形式的要件を満たしているかどうかを確認する。
	法令遵守状況調査	法令遵守状況等申告書に基づく庁内調査の実施 (総務部イノベーション推進局財産活用課)
選 定 委 員 会 の 審 査	申込資格等審査	形式的要件審査及び法令遵守状況調査の結果報告に基づき、申込の形式的要件を満たしていると認められた者を対象として、申込資格を有しているかどうかについて審査する。 ※次のいずれかに該当する場合は、失格となる。
	失格となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書類又は添付書類若しくはそれらの記載事項に重大な不備又は虚偽の記載があることが判明した場合 ・募集要項に定める申込資格を有していない場合 ・愛称の提案が、募集要項に定める命名できる愛称の範囲に適合しない場合 ・応募金額が契約希望額と比較して著しく低額である場合
	コンプライアンス審査	形式的要件及び申込資格を満たす者を対象として、2-1の(1)～(5)に掲げる審査項目について、同表の評価の視点及び方法に沿ってコンプライアンス違反のリスク評価を行う。
	失格となる場合	審議の結果、「高リスク」と判定された場合
査	加点項目審査	コンプライアンス審査に合格した応募者を対象に、2-2の(1)～(4)の審査項目について審査し、3の判断基準に基づき評価結果を点数化して順位付けを行う。
	失格となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・過半数の委員が25点以下の評価をした者 ・合計得点が、最高点(50点に委員数を乗じた点数)の50%以下である者

2 審査項目及び配点等

2-1 コンプライアンス審査

審査項目	評価の視点
(1) 行政指導の履歴及び対応状況 等 (2) 道民等からの苦情相談の状況 等 (3) 役員等の非違行為の履歴及び対応状況 等 (4) 社会的信用失墜につながる事件・事故等の履歴及び対応状況 等 (5) その他違法行為が疑われる事象	ア 審査項目に該当する該当事実の有無 イ 該当事実に係る法違反の蓋然性 ウ 発生頻度及び増加の傾向 エ 行為の悪質さ、結果の重大さ オ 事後対応の状況、再発可能性
評価の方法	
選定委員会が、「高リスク」と判定した者を失格とする。	

2-2 加点項目審査

審査項目及び評価の視点		配点	各委員による得点化の方法
定量的審査	(1) 応募金額 ・契約希望額に照らした妥当性等	10	【審査項目(1)】※ 応募金額が最高の者を1位として10点を付与し、2位以下は、その応募金額を1位の金額(最高応募金額)で除して算出した率を10点に乗じて得た点数を付与する。(小数点以下第1位を四捨五入)
	(2) 経営の安定性及び倫理・コンプライアンス体制 ・決算報告書類に基づく主要な財務指標等による資本や収支のバランス、財務の健全性等 ・倫理・コンプライアンス体制の整備状況等	15	
定性的審査	(3) 愛称 ・親しみやすさ、呼びやすさ、バランスの良さ等	15	【審査項目(2)～(4)】 審査の項目・ポイントについて、3の判断基準により評価を行い、ランクに応じた係数を乗じて配点する。 過半数の委員が25点以下の評価をした者は失格となる。
	(4) 北海道の公共土木施設に関するボランティア活動等を通じた北海道への貢献度 ・取組の実績、効果(成果)及び今後の計画等	10	
合 計		50	合計得点が、最高点(50点に委員数を乗じた点数)の50%以下で失格となる。

※応募金額の得点 = 10点 × 当該応募金額 / 最高応募金額

[算出例]

A 者: 応募金額 1,000 万円 (応募者の中の最高金額) → 1位で得点は 10 点
B 者: 応募金額 600 万円 $10 \text{ 点} \times 600 \text{ 万円} / 1,000 \text{ 万円} = 6 \text{ 点}$ → 2位で得点は 6 点

3 得点化の判断基準

加点項目に係る内容評価の意味合い(判断基準)	評価	得点化方法
評価の視点に照らし、内容が非常に優れている。	A	配点×1.00
評価の視点に照らし、内容が優れている。	B	配点×0.80
評価の視点に照らし、内容がやや優れている。	C	配点×0.60
評価の視点に照らし、内容が標準的である。	D	配点×0.40
評価の視点に照らし、内容がやや劣っている。	E	配点×0.20
評価の視点に照らし、内容が劣っている。(加点水準に達していない)	F	配点×0.00

4 優先交渉権者の選定方法

選定委員会の各委員は、加点審査の結果、得点が最も高い者を1位とし、得点が25点以下の者を失格とします。

選定委員会は、1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉者として選定する。この場合において、1位とした委員の数が同数の場合は、各委員の得点の合計が最も高い者を選定し、合計得点が同数の場合は、応募金額が最も高い者を選定します。

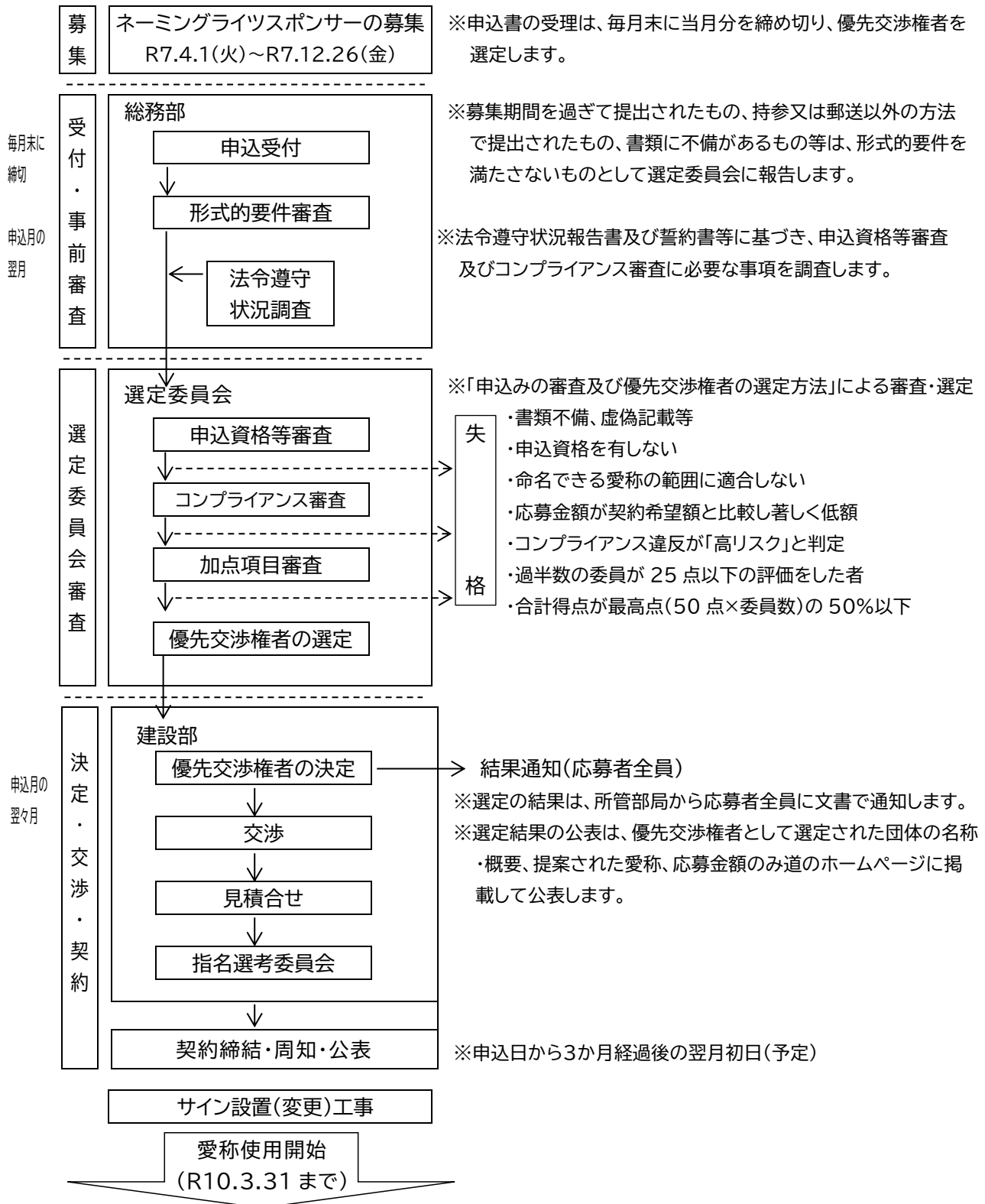
なお、選定委員会は、過半数の委員による得点が25点以下で失格とされた者又は合計得点が最高得点(50点に委員数を乗じた点数)の50%以下の者を失格とします。

5 審査結果の通知

選定委員会による選定結果は、応募者全員に文書で通知します。

また、選定結果の公表は、優先交渉権者として選定された団体の名称及び概要並びに提案された愛称及び応募金額についてのみ道のホームページに掲載して公表することとし、これ以外の事項に関するお問い合わせには応じられません。

12. 申込から愛称の使用開始までの手続き



13. お問い合わせ

受 付：北海道 総務部 イノベーション推進局 財産活用課
(土日祝日を除く平日の 8:45~17:30)

住 所：〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁本庁舎 5 階

お問合せ：電話：011-204-5055(直通) FAX：011-232-1139(直通)

E-mail：somu.zaisan1@pref.hokkaido.lg.jp